

本書は、倒産法を学ぶ大学生を対象とした教科書である。一人でも多くの読者に通読してもらえたいという執筆者一同の強い思いが込められている。そのため、留学生や法学部以外の学部生を含めた大学生にとってむずかしい言い回しを避けて記述するようにした。これは、執筆者同士、互いの担当箇所がわかりやすい内容になっているか目を光らせて、率直に指摘しあい、書き直しを重ねた成果であり、本書の特徴である。

このほか、次の3つの点を心がけて執筆した。第1に、手続の全体像の理解を促すことを重視し、学説や判例に細かく立ち入ることは避けている。紹介している判例が少ないのはこのような理由による。第2に、本書の中で関連する箇所を相互に参照できるように工夫している。とくに第1編は、本書全体の導入として位置づけられるため、第2編および第3編のどの箇所でもより詳しく学ぶのかを丁寧に示している。第3に、民法や会社法についても簡単に解説を加え、また、民法や会社法のどのあたりで勉強する知識かを示すことによって、通読しやすくなるようにした。

著者は日頃学会や研究会を通じて交流の深い3名である。有斐閣から本書の執筆依頼をいただいた倉部が高田賢治さん（当時は大阪市立大学教授）と上江洲純子さんに共同執筆のお願いをした。本書を執筆している間、東京・大阪・沖縄とそれぞれ離れた場所に勤務・在住していたが、有斐閣の会議室に集まって編集会議を相当数開催し、本書について長時間にわたる議論を重ねてきた。振り返れば、本書の編集がスタートしてまもなく、倉部の妊娠・出産が続き、本書の上梓まで予定よりも大幅に時間を要してしまった。それだけに、本書の産声を聞くことができ、喜びもひとしおである。

本書がこうして刊行に至るまでには、共同執筆者のお二方の辛抱強いご協力に加えて、有斐閣の一村大輔さん、渡邊和哲さん、吉田小百合さん（ご退職）の適切なお助言と温かな励ましがあった。ここに記して深く感謝申し上げる。

2018年11月

執筆者を代表して 倉部真由美

くらべまゆみ
倉部真由美 [第1編第1章・第2章]

東京都立大学大学院社会科学研究所博士課程単位取得退学

現職 法政大学法学部教授

主要著作

事業再生機構編『民事再生の実務と理論』（商事法務，2010年）

加藤哲夫＝中島弘雅編『ロースクール演習倒産法』（法学書院，2012年）

山本和彦＝山本研編『民事再生法の実証的研究』（商事法務，2014年）

たかたけんじ
高田賢治 [第2編]

大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学

現職 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

主要著作

『破産管財人制度論』（有斐閣，2012年）

山本和彦＝山本研編『民事再生法の実証的研究』（商事法務，2014年）

「清算価値保障原則の再構成」高橋宏志ほか編『民事手続の現代的使命』（伊藤眞先生古稀祝賀論文集）（有斐閣，2015年）

うえずじゆんこ
上江洲純子 [第1編第3章，第3編]

筑波大学大学院社会科学研究所後期博士課程退学

現職 沖縄国際大学法学部教授

主要著作

加藤哲夫＝中島弘雅編『ロースクール演習倒産法』（法学書院，2012年）

「再建型倒産手続における労働者の処遇」東京弁護士会倒産法部編『倒産法改正展望』（商事法務，2012年）

山本和彦＝山本研編『民事再生法の実証的研究』（商事法務，2014年）

倒産の世界へようこそ 2

- 1 倒産の世界の物語 3
 - 1 マイホームを夢見た社員の物語 (3) 2 英会話教室ロミオの栄枯盛衰 (6) 3 借りたものは返すのがあたりまえ?—つきまとう倒産のリスク (9)
- 2 倒産法がなかったら? 11
 - 1 すぐに取り立てるべき!?—強制執行は突然に (11)
 - 2 債務者が財産を隠してしまう!—詐害行為取消権で取り返そう! (12)
- 3 倒産法の必要性と存在意義—なぜ倒産法があるのだろうか? ... 14
 - 1 債権者は平等・公平に扱おう (14) 2 詐害行為取消権よりも否認権でパワーアップ! (15) 3 債務者財産の最大化 (16)
 - 4 再建のチャンスを逃さない! (16) 5 複雑な利害関係を調整しよう (17) 6 複雑なんてもんじゃない! 国際倒産 (18)

裁判所で行われる倒産手続 20

- 1 破産手続—財産を売り払って借金を返します 21
 - 1 苦い経験? 破産手続 (21)
 - 2 再出発しよう! 免責手続 (25)
- 2 民事再生手続—将来稼いだお金から返済していきます 26
- 3 会社更生手続—株式会社が使えるもうひとつの再建型 32
- 4 倒産処理手続の選択—どのメニューにしますか? 37

- ① 私的整理——話し合いによって債務を整理しよう …………… 41
 - 1 私的整理のメリット・デメリット (42) 2 私的整理ガイドライン——私的整理の限界を乗り越えよう (43)
- ② 倒産 ADR——法的整理の代わりになる倒産処理 …………… 46
 - 1 事業再生 ADR (47) 2 特定調停 (48)
- ③ 消費者のための倒産 ADR …………… 50
 - 1 特定調停 (51) 2 クレジットカウンセリング (52)
 - 3 個人版私的整理ガイドライン (52)

第 2 編 破産法

- ① 破産手続の特徴 …………… 58
- ② 破産能力——債務者になれるなら、破産もできます …………… 58
- ③ 破産申立て——申立てなければ、破産なし …………… 60
- ④ 裁判所——破産裁判所はどこにあるか …………… 60
- ⑤ 破産原因——支払不能になると破産します …………… 61
 - 1 支払不能 (61) 2 債務超過 (63)
- ⑥ 倒産手続の優先順位——破産はもっとも下です …………… 63

- 1 破産管財人——破産手続の中心人物！ …… 65
 - 1 破産管財人の選任 (65)
 - 2 破産管財人の職務 (66)
 - 3 破産管財人の義務 (66)
 - 4 破産手続開始後の破産者の法律行為 (66)
- 2 破産財団——破産手続開始時に固定します …… 68
 - 1 破産財団の意義 (68)
 - 2 破産財団の範囲 (68)
 - 3 自由財産 (69)
- 3 取戻権——アルバイト代が消えた！ …… 72

- 1 破産債権——発生原因が破産手続開始前にあれば破産債権です …… 75
 - 1 破産債権とは何か？ (75)
 - 2 手続開始時現存額主義 (76)
 - 3 破産債権の届出・調査・確定 (79)
- 2 財団債権——貸金を確保してもらわないと、働きません …… 81
 - 1 財団債権とは何か (81)
 - 2 財団債権の行使方法 (82)
- 3 債権の優先順位——公平に分けるとは？ …… 83
 - 1 債権者平等の原則 (84)
 - 2 優先的破産債権 (84)
 - 3 劣後的破産債権 (85)
 - 4 約定劣後破産債権 (85)

- 1 未履行双務契約の扱い——破産法 53 条が重要です …… 88
 - 1 一方のみ未履行の双務契約 (88)
 - 2 双方未履行の双務契約 (89)
 - 3 一部履行済みの双務契約 (92)
- 2 賃貸借契約の扱い——賃借人を保護する特則があります …… 93
 - 1 賃借人の破産 (93)
 - 2 賃貸人の破産 (93)
- 3 請負契約の扱い——建築中の建物はどうする？ …… 95
 - 1 請負人の破産 (95)
 - 2 注文者の破産 (98)

- 4 各種の契約の扱い——契約いろいろ，ルールもいろいろ …… 99
- 1 雇用契約 (99) 2 委任契約 (100) 3 保険契約 (101)

CHAPTER 5

担保権 102

- 1 担保権——財産の価値から優先的に回収します …… 103
- 1 破産手続において担保権はどのように扱われるか？ (103)
 - 2 別除権者の破産債権行使 (105) 3 担保権消滅制度 (107)
- 2 担保権の種類——典型担保と非典型担保？ …… 110
- 1 別除権とされる担保権は何か？ (110)
 - 2 非典型担保も別除権として扱われるか？ (111)

CHAPTER 6

相殺権 113

- 1 相殺権——担保権と同じぐらい安心です …… 114
- 1 相手が破産しても相殺することができるか？ (114)
 - 2 こんな場合も相殺できるよ！ (116)
- 2 相殺禁止——破産法は債権者の公平を大切にします …… 117
- 1 どうして相殺を禁止するのか？ (117)
 - 2 相殺禁止の条文を比べてみよう！ (119)
- 3 相殺禁止の具体例——その相殺の期待は合理的ですか？ …… 119
- 1 具体例でみる相殺禁止とその例外 (120)
 - 2 破産者に債務を負っている者による破産債権の取得 (123)

CHAPTER 7

否認権 126

- 1 詐害行為の否認——わざと財産を減少させるなんて！ …… 127
- 1 詐害行為と偏頗行為の違いは何か？ (127) 2 詐害行為否認の趣旨は何か？ (129) 3 詐害行為否認の要件は何か？ (129)
 - 4 【応用】過大な代物弁済の否認 (131) 5 無償行為否認 (132) 6 【応用】相当な対価による財産処分否認 (134)
- 2 偏頗行為の否認——支払不能になったら，みんな平等！ …… 136

- 1 偏頗行為の否認の趣旨は何か？ (136)
 - 2 【応用】 支払不能前 30 日以内の非義務行為の否認 (138)
 - 3 同時交換的行為 (138)
- 3 否認権の行使とその効果——譲渡した財産が破産財団に復帰します … 139
- 1 否認権の行使方法 (139) 2 否認の効果 (140)
- 4 対抗要件の否認権——登記しないと危ないよ！ …………… 142

CHAPTER
8

破産財団の管理・換価・配当と手続の終了

145

- 1 破産財団の管理・換価——丁寧に説明しましょう …………… 146
- 1 破産財団の管理 (146) 2 破産者の義務 (147)
 - 3 役員に対する責任追及 (148) 4 破産財団の換価 (149)
- 2 配当の手続 …………… 149
- 1 配当の種類にはどのようなものがあるか？ (149)
 - 2 最後配当 (150) 3 中間配当と追加配当 (151)
 - 4 簡易配当と同意配当 (151)
- 3 破産手続の終了 …………… 152
- 1 破産手続終結決定 (152) 2 同時廃止 (154)
 - 3 異時廃止 (155)

CHAPTER
9

個人破産と免責

157

- 1 どうして借金する人が増えたのか …………… 158
- 1 多重債務問題と消費者破産 (158)
 - 2 消費者破産の諸特徴 (159)
- 2 免責許可決定——免責がもらえないケースもあるから注意！ …… 161
- 1 免責の理念 (161) 2 免責の審査 (162)
- 3 免責の効果——免責をもらおうと債務はどうなるの？ …………… 164
- 1 免責の効力 (164) 2 非免責債権 (165) 3 保証人の保証債務と免責 (167) 4 免責の取消し (167) 5 復権 (167)

CHAPTER
1

民事再生手続の概要

171

- 1 立法の経緯と手続の特徴——目指せ、泥沼からの大脱出!? …… 172
 - 1 立法の経緯 (172)
 - 2 手続の特徴 (173)
 - 3 手続の売り (174)
- 2 再生手続の開始段階——鮮度第一、スピード重視! …… 175
 - 1 申立ての方式 (176)
 - 2 再生手続開始原因 (176)
 - 3 債権者や担保権者による権利行使の制限 (178)
- 3 再生手続開始決定——再生物語の始まり、始まり …… 179
 - 1 開始決定の手続・効果 (179)
 - 2 再生裁判所 (180)

CHAPTER
2

機 関

182

- 1 機関の概観——登場人物を紹介しよう …… 183
- 2 再生債務者——主役の座は譲らない!? …… 184
 - 1 法的地位と公平誠実義務 (184)
 - 2 再生債務者の職務 (186)
- 3 監督委員——主人公の良き理解者!? …… 188
 - 1 監督委員の役割と選任 (188)
 - 2 監督委員の権限・義務 (189)
- 4 管財人・保全管理人——わがまま放題の主役なら降板もあり!? …… 190
 - 1 管財人 (190)
 - 2 保全管理人 (191)
- 5 債権者集会・債権者委員会——観客のままじゃ終わらない!? …… 192
 - 1 債権者集会 (192)
 - 2 債権者委員会 (193)

- 1 債権者たちのゆくえ——早い者勝ちは通用しない! …… 196
 - 1 債権の種類と優先順位 (196) 2 破産手続との対比 (197)
- 2 再生債権——返済は計画的に …… 197
 - 1 再生債権の要件と手続上の取扱い (197) 2 破産債権との比較 (199) 3 少額債権・中小企業者の有する債権 (200)
- 3 再生債権の届出・調査・確定——権利の上に眠ってはダメ! …… 201
 - 1 届出 (201) 2 債権調査・確定 (202)
- 4 共益債権・一般優先債権——債権者は不平等!? …… 204
 - 1 共益債権・一般優先債権の取扱い (205) 2 共益債権 (205)
 - 3 一般優先債権 (206)

- 1 別除権——担保権者は特別扱い!? …… 208
 - 1 担保権の取扱い (208) 2 担保権消滅制度 (210)
- 2 否認権——抜け駆けは許さない! …… 213
 - 1 再生手続における否認権の取扱い (213) 2 監督委員への否認権の行使権限の付与 (214)
- 3 法人役員に対する責任追及——落とし前はきっちりつけて! …… 217
 - 1 制度の意義 (217) 2 損害賠償請求権の査定の手続 (218)

- 1 再生計画の作成——どんなストーリーを紡ぎ出す? …… 221
 - 1 計画案の作成とスキーム (221) 2 計画案の内容 (223)
- 2 再生計画の成立——清き1票のゆくえ …… 227
 - 1 計画案の提出・成立までの手続の流れ (227)
 - 2 計画案を決議に付する決定 (228) 3 計画案の決議 (229)
 - 4 再生計画の認可 (231)

- 3 再生計画の履行・手続の終結——ハッピーエンドとは限らない!? … 234
- 1 再生計画の履行と履行監督 (235)
 - 2 計画が履行されないときの措置 (235)
 - 3 手続の終了 (237)

CHAPTER
6

個人再生 239

- 1 個人再生手続の特徴——まだ間に合う。自力で這い上がれ! … 240
- 1 個人再生手続の種類と規律 (240)
 - 2 個人再生手続の流れ (241)
 - 3 通常再生との違い (242)
- 2 小規模個人再生と給与所得者等再生——迅速再生を実現せよ! … 245
- 1 小規模個人再生 (246)
 - 2 給与所得者等再生 (247)
- 3 住宅資金貸付債権に関する特則——マイホームを手放さずに済む方法!? … 249
- 1 制度の意義・適用対象 (249)
 - 2 住宅資金特別条項 (250)

CHAPTER
7

民事再生と会社更生 253

- 1 民事再生と会社更生の違い——似て非なるもの!? …………… 254
- 1 会社更生の民事再生との違い (254)
 - 2 会社更生の手続の流れ (256)
- 2 会社更生の民事再生への近接 …………… 259
- 1 一本化論 (259)
 - 2 DIP 型会社更生と管理型民事再生 (259)

事項索引 261

判例索引 268

Column ● コラム一覧

- ① リーマンショック 10
- ② 懲罰主義と債務者更生主義——債務者を懲らしめる!? 11
- ③ 民法改正と詐害行為取消権 15
- ④ 経営陣に再びチャンス！——DIP型 17
- ⑤ どちらの外国倒産手続に協力しますか？ 19
- ⑥ 産業再生機構から地域経済活性化支援機構 45
- ⑦ 経営者保証に関するガイドライン 50
- ⑧ 第三セクターの破綻と自治体の破綻 59
- ⑨ 「自己破産にもお金がかかる？ しかも前払？」（予納金） 60
- ⑩ 離婚と財産分与（別れた夫を信用していたなんて！） 73
- ⑪ 査定決定と異議の訴えという2段階システムのねらい 80
- ⑫ 未払賃金の立替払制度と財団債権の代位弁済 83
- ⑬ ファイナンス・リースは別除権か？ 112
- ⑭ 寄託請求 117
- ⑮ 破産管財人は相殺することができるか？ 124
- ⑯ 支払停止後の行為が否認されなくなるとき 143
- ⑰ 手紙とメールはどちらが安全？ 郵便物等の転送囑託 147
- ⑱ 管財事件と同時廃止事件の振り分け基準 155
- ⑲ 免責後の任意弁済 164
- ⑳ マクベス社長のつぶやき②「再生すべきか？ 破産すべきか？ それが問題だ！」 177
- ㉑ 「再生債権者の顔」はどこまで影響を与える？ 186
- ㉒ 約定劣後再生債権 200
- ㉓ 別除権協定 212
- ㉔ 再生手続における相殺権の取扱い 219
- ㉕ 簡易再生・同意再生 231
- ㉖ ハードシップ免責 245

1 本書の使い方

本書は、倒産法を初めて学ぶ人が手に取ることを念頭において執筆された教科書です。倒産法の講義用はもちろん、初学者の自習・独習用としても活用できるように、できる限り平易でわかりやすい解説を心がけました。また、倒産手続について具体的なイメージを持ちながら学習していけるように、第1編第1章において個人債務者と企業をそれぞれ主人公とした2つの倒産の物語を設定し、これらの物語のストーリーや登場人物が、それ以降のSCENEや解説にも引き継がれるように工夫しています。

本書のねらいは、読者のみなさん自身の手で「倒産」の世界に通じる扉を開けてもらい、まずは倒産法の全体像を理解していただくことにありますので、是非とも本書を最初から最後まで通読していただきたいと思います。なお、【応用】の文字を見つけたら最初はスキップしても構いませんが、基本事項を理解した後は【応用】に戻り、倒産法への理解をより深めていきましょう。

本書を通読し、倒産法の学びに興味を持った方は、次のステップとして、より専門的な教科書や解説書を手に取ってみましょう。

●リード文

各章の冒頭に設けたリード文では、その章で学ぶ内容を簡潔に説明しています。リード文で各章の概要を把握した上で、本文を読み進めていきましょう。

●SCENE

各章の本文のところどころには、その章で学ぶべきポイントを盛り込んだSCENEを挿入しています。SCENEでイメージを膨らませたら、それに続く本文の解説で倒産法のルールを確認しましょう。内容を理解した後は、SCENEの意味をもう一度考えてみてください。

● CHART

各章の本文のところどころには、本文の解説を視覚的に整理した図表を **CHART** として挿入しています。文章だけでは捉えにくい内容については、関係図や比較表などを参照しながら理解を深めていきましょう。

第2編・第3編の扉裏頁にはそれぞれ「破産手続・免責手続の流れ」「民事再生手続の流れ」の **CHART** が掲載されています。本書を開くたびに、自分自身が今手続のどの段階を学んでいるか確認しましょう。

● Column

Column では、各章に関連するテーマを幅広く取り上げています。本文を読み、さらに理解を深めたいと思ったら、**Column** を活用してください。

● CHECK

読者のみなさんが各章で学んだ内容を理解しているか確認できるツールとして、各章に **CHECK** を設けています。是非挑戦してみてください。**CHECK** には答えを記載してはいませんが、正解は各章の本文の中にあります。自身の理解があいまいだと感じたら、該当する章の関連する本文をもう一度読み直して答えを確認しましょう。

● EXERCISE

EXERCISE は、各章で学んだ知識や理解を一步先へ進めるための演習問題です。判例や学説などをベースに自ら考える問いとなっていますので、自習課題やゼミ課題として活用してください。

● リファーマー／notes

第1編は今後触れられる箇所を中心に、第2編以降はそれに加えて、どこで取り上げられたか確認する箇所や、第2編と第3編の手続を比較する箇所などにリファーマー（例：⇒第3編第4章^{⇒209頁}11(3)）を付して、相互に確認することができるようにしています。また、**notes** では、より理解を深められるように説明を補足したり、知っておくべき重要な語句・基本的な用語の解説をしていま

す。これらを大いに活用して、倒産法の学習を効率的に進めていきましょう。

2 略語表

●法令名略語

本文中の（ ）内の引用条文は、有斐閣『ポケット六法』巻末の法令名略語の略語例によっています。主なものは次のとおりです。

憲	日本国憲法	民	民法
民訴	民事訴訟法	破	破産法
民再	民事再生法	会更	会社更生法

●裁判例・判例集等略語

・裁判所等

最判（決）	最高裁判所判決（決定）
高判（決）	高等裁判所判決（決定）
地判（決）	地方裁判所判決（決定）

・判例集等

民集	最高裁判所民事判例集
判時	判例時報
金判	金融・商事判例
金法	旬刊金融法務事情

・その他

百選	倒産判例百選〔第5版〕（有斐閣・2013年）
----	------------------------

倒産の世界へようこそ



倒産なんて自分には関係ないと思われるかもしれませんが、しかし、実は倒産とは、あなたの身近にも起こりうることなのです。倒産の世界の扉を開いてもらうために、本章の①は、個人債務者と企業のそれぞれを主人公とした2つの物語から始まります。

次に、②では、倒産法がなかったとしたら、どのような不都合が生じるのかを考え、③では、その不都合を解決するために、倒産法は何をすることができるのかをみていきます。

本章を通じて、なぜ倒産法が必要なのか、倒産法はどのような意義を果たしているのかを理解しましょう！



倒産の世界の物語

「倒産」の世界の旅を始めるにあたり、ある2つの物語をたどってみましょう。ひとつは、念願のマイホームを手に入れた会社員の物語、もうひとつは、人気英会話教室の物語です。

1 マイホームを夢見た会社員の物語

(1) マイホームで幸せな生活を

借田金夫さんは、ハムレット物産に勤めている会社員です。主に自動車部品の仕入販売を担当しています。年齢は30歳、妻の元子^{もとこ}さん、1歳になる娘の利子^{としこ}ちゃんの3人家族です。2LDKの賃貸マンションに住んでいますが、利子ちゃんが歩けるようになって行動範囲が広がり、また、衣類やおもちゃなどの荷物も増えて、手狭になってきました。月収30万円で、月々3万円のお小遣いをもらい、生活していますが、念願のマイホーム購入も無理ではありません。長期のローンを組むことを考えると、年齢的にもそろそろマイホーム購入を決断するときであろうと考えていました。そこで、ほのぼの銀行の窓口相談に行くと、住宅購入資金の融資を受けられることになりました。購入予定の住宅は、建て売り3500万円。頭金300万円を支払い、3200万円を借り入れました。支払は、金利も含めて月に10万円、30年のローンです。入居してみると、利子ちゃんのはぴのはぴと遊び回って大喜び、元子さんも新しい機能的なキッチンで料理の腕をふるいます。借田さんは、家族の幸せそうな姿を見て、ますます仕事に燃え、そのかいあって、銀行への返済を順調に続けていました。

(2) 雪だるまのように増えていく借金

ところが、3年ほど過ぎたある日、アメリカの自動車メーカーが倒産し、自動車部品の需要が激減してしまい、借田さんの会社の部品の売上は大幅に減少してしまいました。そのため、従業員の給料も減ることになり、借田さんは、

ほのぼの銀行への返済が困難になってしまいました。そこで、借田さんは、急場をしのぐため、クレジットカード会社のカードローンを利用して、銀行への返済にあてることにしました。クレジットカードを利用するので、借金をしているという実感が薄く、気軽に利用することができました。しかし、次第に、クレジットカード会社からの借入金額が借入可能額の上限に達してしまい、とうとう、借田さんは、消費者金融のラクラク金融にも手を出してしまいました。ほんの一時のつもりが、ラクラク金融からもたびたび借り入れてしまい、再び支払が苦しくなり、さらに、別の消費者金融のカシマス金融にも手を出すことになってしまいました。こうして借田さんの借金は、雪だるま式に増えていくのです。

【(3) 厳しい取立て】

借田さんを取り巻く債権者は、ほのぼの銀行、クレジットカード会社、そして、消費者金融のラクラク金融、カシマス金融の4社です。これらの債権者の取立ては非常に厳しいものでした。各社から届く請求書は、あっという間に山積みになり、さらには、督促状も届くようになりました。いつも借金のことが気がかりで、ミスが増え、返済のために稼がなければならないのに、仕事が手につかないありさまでした。

【(4) 借田さんの第一歩】

このような状況に堪えかねた借田さんは、兄の息子の借田^{まさよし}正義くんが法学部に通っていたことを思い出し、どこか相談ができるところはないかとたずねてみました。すると、正義くんは「法テラス」という法律相談窓口を教えてくださいました。そこで、ウェブで「法テラス」を調べてみると、「国によって設立された法的トラブル解決のための『総合案内所』」というキャッチフレーズが目にとまりました。ここに電話をしてみたところ、借田さんのような状況では、次の4つの選択肢があるという内容の説明でした。その選択肢とは……。

(5) 利用できる選択肢

POINT

- 私的整理（任意整理）：弁護士についてもらい、債務の減額や支払猶予に応じてもらえるように債権者と交渉する。
- 特定調停手続：簡易裁判所で行われる調停委員を中心とした話し合いの手続。債務者と債権者が返済計画の立て直しについて話し合いをする。
- 破産手続^①：地方裁判所で行われる手続のひとつ。自分の財産を全部売り払って債権者への支払にあてる。借田さんの場合、マイホームも売らなくてはならないし、今、所有している自動車も売らなくてはならないだろう。
- 個人再生手続^②：これも地方裁判所で行われる手続。破産手続のように自分の財産を売り払う必要はなく、将来の収入から債権者に弁済をしていく。借田さん一家は、マイホームに今までと変わらず住むことができ、将来の給料から計画的に弁済をしていく。

(6) 借田さんの安堵

借田さんは、これらの手続や方法の説明を受けて、ある新聞記事のことを思い出しました。借金を苦にして、一家心中を図った家族の記事です。借田さんも、債権者の取立てにおびえていたときは、一家心中が頭をよぎったことがありました。しかし、実は、苦しい状況を乗り越えて生活を立て直すために、これだけの選択肢があるのです。借田さんは、このことを知っただけでも、少し安堵し、早まったことをしなくてよかったと思いました。

それぞれの手続と方法には、メリット・デメリットがあるようです。借田さんは、もう少し詳しい情報を得てから、どれを利用するかを決断することになりました。

notes

- ① 破産手続については、本編第2章^{⇒21頁}①で概要を説明し、第2編にて詳しく学びます。^{⇒55頁}
- ② 個人再生手続とは、民事再生法の特則に定められている個人債務者向けの手続です。第3編第6章^{⇒239頁}にて詳しく学びます。

EXERCISE ● 演習問題

借田さんが利用することができる倒産手続や方法について、①借田さんと②ほのほの銀行から質問を受けました。それぞれの立場からメリットとデメリットを考えて、アドバイスしましょう。

2 英会話教室ロミオの栄枯盛衰

(1) もうかるカラクリ

株式会社ロミオは、アクセスの良さと格安の受講料を売りに、続々と受講者数を増やしてきた英会話教室の運営会社です。当初の売上げは好調で、年に100件の新規開校を目標に事業を拡大していました。ロミオの経営の特色は、受講者が前払で受講料相当分のチケットを購入しなければならず、毎回の受講時にチケットを受付に渡すという点にありました。多くのチケットをまとめて購入すると割引で購入することができる仕組みで、窓口ではスタッフがまとめて買いを強く勧めていました。割安であると勧められる受講者は、チケットを何か月も先の分まで購入するため、ロミオの収益はうなぎ上りでした。

(2) 経営方針の選択の失敗

ロミオは、受講者の増加にあわせて講師の数も増やしていました。ところが、人件費が莫大となり相当な負担となったため、人件費削減のために講師をリストラすることにしました。受講者は増えているにもかかわらず、講師が減少すれば、当然、受講者は希望する時間帯のクラスの予約を取ることが難しくなります。この噂はたちまち世間に広まり、新規の受講申込みが減少し、これに伴い、売上げもガタ落ちで、ここ数年は赤字が続いていました。

(3) あれもこれももう払えません

このようななか、ロミオは、賃借している教室スペースの賃料の支払ができなくなり、また、本社ビルの建設のためにほのほの銀行から融資を受けた貸付金の弁済も滞るようになりました。さらに、この半年ほどは、講師や事務所ス

スタッフなど従業員への給与の支払もできないくらいに経営状態が悪化していました。

(4) 債権者に相談

ロミオの代表取締役であるマクベス社長は、ほのぼの銀行の担当者に会い、今後の弁済について相談することになりました。

SCENE 1-1 ほのぼの銀行に相談

マクベス社長：ほのぼの銀行さん、ここ数か月、お支払が滞ってしまして、大変申し訳ありません。わが社の現在の状況は大変厳しいのですが、何とか立て直しをして、またしっかりお支払したいと思っています。次の弁済まで、もうしばらく猶予をいただけませんか？ ほのぼの銀行さんにご協力いただけるのであれば、ほかの債権者の皆さんにも集まっていただいて、「私的整理」に応じていただけないか、ご相談したいと思っています。

ほのぼの銀行：いやー、マクベス社長、お気持ちはわかりますが、もうすでに何か月も支払をお待ちしていますからね。うちの融資で建設したロミオさんのビル、抵当権^③を設定してますよね。上の者からは、すぐに抵当権を実行して^④、債権回収するよういわれてまして、私も大変なんですよ。

マクベス社長：それだけは避けていただきたいのですが……。

マクベス社長は、経済的に立ち行かなくなった会社を、今後どのようにしていったらよいかアドバイスを求めるために、顧問弁護士^{なやみきくぞう}の納屋美菊造先生に相談することになりました。すると、債務者が個人の場合と同様に、弁護士にってもらい、債権者と交渉を進める私的整理（任意整理）のほかに、次のような選択肢があると説明を受けました。

notes

③ 抵当権は担保権のひとつです。担保権については、民法の物権法で学びます。

④ 抵当権の実行は、民事執行法に定められている「担保権の実行としての競売」という手続きに基づいて行われます。これは担保目的不動産を差し押さえて、競売にかけ、最高値をつけた人に売却する手続です。たとえば、ほのぼの銀行が抵当権を有しているロミオの本社ビルが5000万円で売れたとすると、ほのぼの銀行はこの売却代金から未払の貸付金3000万円を優先的に受け取り、満足を得ることができます。



倒産法
Insolvency Law

2018年12月25日 初版第1刷発行

倉部真由美
著者 高田賢治
上江洲純子
発行者 江草貞治
発行者 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町 2-17
電話 (03) 3264-1314 [編集]
(03) 3265-6811 [営業]
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社理想社／製本・牧製本印刷株式会社
挿画・池田八恵子

© 2018, M. Kurabe, K. Takata, J. Uezu. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-15053-9

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。